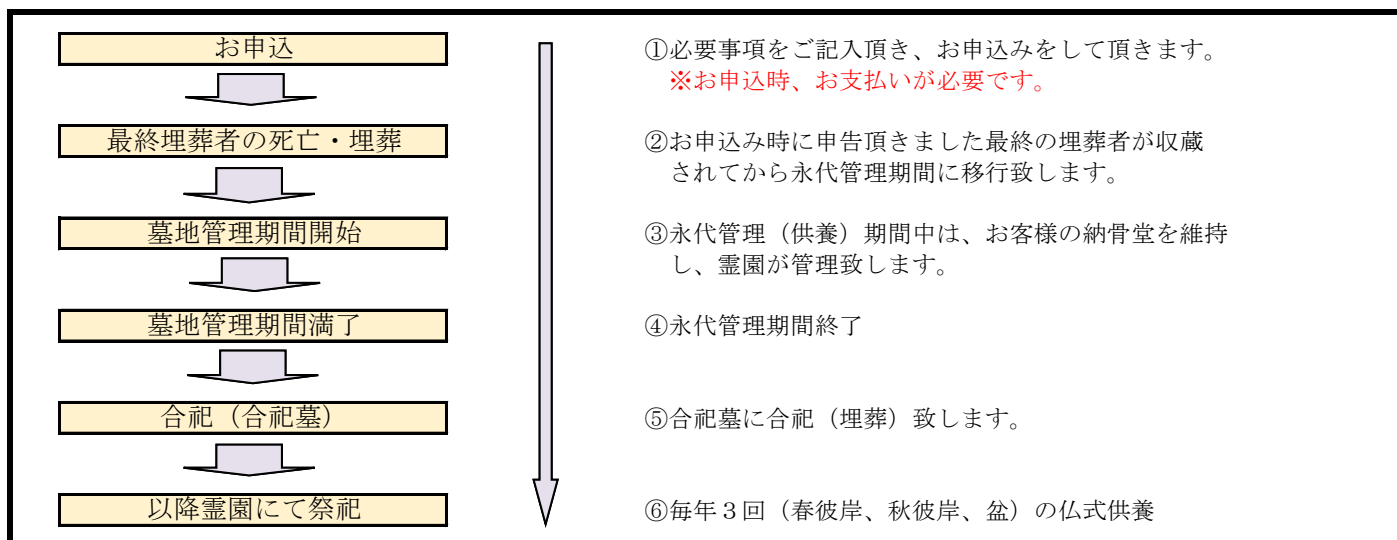


## 納骨堂・永代管理制度のご案内

### ■永代管理制度とは

永代管理制度とは、お墓の承継者が居ない場合、もしくは承継者の有無にかかわらず、現名義人の意向で墓所の承継を行わない場合など、事前にお申込頂く事で承継者に代わり霊園が永代にわたり供養していく制度です。ご契約頂きました期間中は、霊園が責任をもって納骨棚の維持管理にあたります。契約期間満了後は、収蔵骨を合祀墓に合祀させていただきます。

### ■永代供養の流れ



### □陽光院諸費用

(税込)

収蔵数	1柱	2柱	3柱	4柱	5柱	6柱
合祀料	50,000	100,000	150,000	200,000	250,000	300,000
改修費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
13年管理料	71,500	71,500	71,500	71,500	71,500	71,500
合計	171,500	221,500	271,500	321,500	371,500	421,500

+

星座堂ネームプレート	22,000	44,000	66,000	88,000	110,000	132,000
------------	--------	--------	--------	--------	---------	---------

### □天空院諸費用

(税込)

収蔵数	1柱	2柱	3柱	4柱	5柱	6柱
合祀料	50,000	100,000	150,000	200,000	250,000	300,000
改修費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
13年管理料	171,600	171,600	171,600	171,600	171,600	171,600
合計	271,600	321,600	371,600	421,600	471,600	521,600

+

星座堂ネームプレート	22,000	44,000	66,000	88,000	110,000	132,000
------------	--------	--------	--------	--------	---------	---------

### ※価格に含まれるもの

- ・最終埋葬者の埋葬手数料
- ・管理期間後の合祀墓への合祀料
- ・管理期間中の管理料
- ・管理期間後の納骨棚改修費

### ※管理期間満了後の流れ

- お申込みの管理期間が満了した翌年度の4月1日より合祀手続きを進めさせていただきます。
- ※期間満了後年度末までは待機期間とします。
- ※翌年度4月1日より随時、合祀手続き（3か月以内、6月30日までに完了します）
- ※お骨の改葬時は、霊園手配の寺院によるご供養を行います。

## ■永代管理制度に必要な書類

- 永代管理制度の申込書
- 合祀・墓石撤去及び納骨棚改修依頼書
- 申込者の印鑑証明書（原本）
- 同意書
- 納骨堂使用貸付証
- 口座振替依頼書

※同制度にお申し込みされる場合、管理料のお支払いは「口座振替」にご変更願います。

- 本制度申込みに伴う諸費用
- 納骨堂永代管理制度使用規定

※最終埋葬先（合祀墓）のネームプレートはオプションとなります。お申し込みをご希望される方は、永代管理制度申込書のプレート枠にご記載下さい。

## ■申込後お渡しする物

1. 永代管理制度使用証明書 ・ 使用規定
2. 永代管理制度使用証明書受取書（ハガキ）

※使用証明証は、お申込み完了後、約1ヶ月以内に郵便にてお送りします。

※使用証明証の到着を確認されましたら、受取書をご返信頂くようになります。

## ■お申込みに際しての注意事項および確認事項

1. 使用資格・条件

承継者がいない場合

承継者の有無に関わらず、委託管理を望む方で承継者の同意を得られ、本霊園が認めた方

2. 管理料のお支払について

永代管理制度は、最終埋葬者（権利者）がお亡くなりになった後の管理をさせて頂く制度です。

生前は、通常通り管理料が発生致します。その分の管理料に関しては口座振替にご変更頂き

お支払頂きます。尚、すでに口座振替をされている方は必要ございません。

3. 永代管理期間について

本制度は、13年の制度となります。

## ■注意事項（※必ずお読み下さい）

- ・制度への申込は、墓所名義人様のみとなります。
- ・本制度は、承継者がおられず今後お墓の管理が難しい方を対象とした制度です。一度、お申込みされますと、解約・諸費用のご返金はできませんのでご注意ください。
- ・本制度は、最終的にお客様の納骨棚を整理し収蔵されている方を合祀させて頂くこととなります。

十分にご検討の上お申し込み下さい。

## 永代管理制度申込書

公益財団法人太宰府メモリアルパーク 殿

墓地区番	区 番 号	
	フリガナ	生年月日
氏名 (名義人)		S・H 年 月 日
現住所	〒 電話(自宅) 電話(携帯)	
勤務先	電話	
最終埋葬者①	①氏名(フリガナ)	生年月日 S・H 年 月 日 ( 歳)
最終埋葬者②	②氏名(フリガナ)	生年月日 S・H 年 月 日 ( 歳)
墓所管理期間	最終埋葬後 年間まで	備考
ネームプレート	1	※最大6文字まで刻印可能 ※納骨堂永代管理制度はオプション
供養セット	<input type="checkbox"/> 有 ( 円) <input type="checkbox"/> 無	
登録者以外の 連絡・立会人 (各自直筆にて 記載ください。)	1	氏名(フリガナ) ⑩ 生年月日 / S・H 年 月 日 登録者との関係 〒 電話: ( ) - 携帯: ( ) -
	2	氏名(フリガナ) ⑩ 生年月日 / S・H 年 月 日 登録者との関係 〒 電話: ( ) - 携帯: ( ) -
	3	氏名(フリガナ) 死亡年月日 / T・S・H 年 月 日 生年月日 / T・S・H 年 月 日
	4	氏名(フリガナ) 死亡年月日 / T・S・H 年 月 日 生年月日 / T・S・H 年 月 日
5	氏名(フリガナ) 死亡年月日 / T・S・H 年 月 日 生年月日 / T・S・H 年 月 日	
<p>貴財団の規定を遵守し、上記埋蔵予定者及び親族既埋蔵者欄に 記入されている者の焼骨の納骨後は、祭祀の承継を貴財団に移譲いたします。</p> <p>公益財団法人太宰府メモリアルパーク 殿 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申込者 ⑩</p>		

業 務 枠			
諸費用	永代管理料	供養セット	備考
			合計
			円

令和 年 月 日

公益財団法人太宰府メモリアルパーク  
墓地管理者 殿

フリガナ	
氏名	実印
区画	区 番 号
住所	〒 ( ) - ( )

## 合祀・墓石撤去及び納骨棚改修依頼書

私名義の墓所に納骨している焼骨を、貴財団で下記内容にて祭祀の承継及び管理を依頼します。

尚、永代管理制度申込後、貴霊園の規定に基づき使用していた墓所の使用权が貴霊園に帰属すること、永代管理制度期間満了に焼骨については合祀墓に合祀される事、墓石については解体撤去を納骨棚については改修されることについて承諾します。

### 記

1. 現在埋葬中の焼骨を合祀墓に合祀致します。  
尚、焼骨の確認及びお取り出しはできません。
2. 管理期間満了後、墓石は撤去、納骨棚は改修を致します。

以上

# 同意書

私こと、\_\_\_\_\_は、公益財団法人太宰府メモリアルパークの永代管理制度申込みに際し下記親族同意者全員の同意のもと、最終埋葬者の焼骨が墓地に埋葬された時、申込書に記載した既埋葬者及び最終埋葬者の焼骨の祭祀を公益財団法人太宰府メモリアルパークが承継し、契約管理期間満了後、合祀墓へ焼骨を改葬する事を承諾致します。

また、申請者及び同意者は、合祀墓へ改葬された焼骨の取り出しが出来ない事を承諾致します。これに関する異議は、一切申しません。

令和 年 月 日

## 申請者

フリガナ	
申請者	実印
住 所	〒

## 同意者

フリガナ	
申請者	認印
住 所	〒
連絡先	続柄

フリガナ	
申請者	認印
住 所	〒
連絡先	続柄

フリガナ	
申請者	認印
住 所	〒
連絡先	続柄

フリガナ	
申請者	認印
住 所	〒
連絡先	続柄

## 公益財団法人太宰府メモリアルパーク納骨堂（陽光院・天空院）永代管理制度使用規定

### 第1条 （規定）

この規定は、公益財団法人太宰府メモリアルパーク（以下「本霊園」もしくは「管理者」という。）の納骨堂（陽光院・天空院）永代管理制度（以下「本制度」という。）について定めたものです。納骨堂（陽光院・天空院）の使用については、それぞれの使用規定に従っていただきます。

### 第2条 （使用目的）

本規定は、納骨堂（陽光院・天空院）使用者から、納骨堂（陽光院・天空院）の管理について委託を受けた場合に本霊園が祭祀の承継者となって、その納骨堂（陽光院・天空院）を管理し、最終的に合祀墓へ改葬し永代的に祭祀を行うために定めたものです。

### 第3条 （使用資格及び条件）

本制度は、本霊園の納骨堂（陽光院・天空院）の使用者で、次の(1)または(2)に該当する方が使用できます。

- (1) 納骨堂（陽光院・天空院）の承継者がいない方
- (2) 承継者の有無に関わらず、委託管理を望む方で本霊園が認めた方

### 第4条 （永代管理制度期間及び帰属）

永代管理制度期間は、本制度申込時に契約した最終埋蔵予定者が納骨後、本霊園と契約を締結した年数までとし、最長13年間となります。永代管理制度期間終了後の納骨堂（陽光院・天空院）の永代使用权は、本霊園に帰属します。

また下記のいずれかに該当するときは永代管理制度期間を開始します。

- (1) 最終埋蔵予定者が連絡不明となり1年を経過した場合は、最終埋蔵予定者の納骨前であっても永代管理制度期間を開始します。
- (2) 管理料の未納が3年に及んだ場合、最初の未納期間の起算日に遡って開始します。

### 第5条 （永代管理制度期間終了後の祭祀について）

永代管理制度期間が終了した後は、納骨堂（陽光院・天空院）に納骨されている焼骨の祭祀は本霊園がいたします。納骨堂（陽光院・天空院）に納骨されている焼骨は永代管理制度期間が終了した後、本霊園が合祀墓へ改葬いたします。合祀墓に納骨された焼骨の取り出しは出来ません。なお、焼骨以外の収蔵品は撤去処分致します。

### 第6条 （永代管理制度開始までの取扱い）

最終埋蔵者が埋葬されるまでの間は、納骨堂（陽光院・天空院）使用者はそれぞれの使用規定に従っていただきます。

### 第7条 （内容）

本制度利用の場合は、合同供養を年3回いたします。

### 第8条 （申込手続き）

本制度を希望する場合、本霊園所定の書類に必要事項を記入の上、必要経費を添えて申込をしていただきます。

### 第9条 （埋蔵予定者の登録）

本制度申込みにおいて、当該納骨堂（陽光院・天空院）に埋蔵される予定者の氏名を記入していただきます。

### 第10条 （同意書の提出）

承継者がいる場合は埋蔵予定者以外の親族（原則、三親等以内）の同意を必要とし、同意書に署名、捺印（認印）していただきます。

### 第11条 （立会人）

最終埋蔵者の納骨手続きの為、予め1名ないし2名の「立会人」の届出を必要とします。立会人が変わる場合は都度届出が必要となります。

### 第12条 （墓所使用証明証の発行）

所定の手続きが終了次第、「永代管理制度」付納骨堂使用証明証を発行いたします。

第13条 (納入金の返却)

本制度申込み後に解約の申し出があった場合、払い込み済みの納入金につきましては、返却に伴う諸費用を差し引いて返却いたします。ただし、本霊園の所定の手続きを経た後に、「永代管理制度」付納骨堂使用証明証を返還後の返却とします。

第14条 (規定に定めない事項)

前各条に定めない事項が生じた場合については、法令の定めるところによるほか、その都度、本霊園が定めます。管理者が定めた事項は、本霊園のホームページに公開します。

第15条 (規定の改訂)

「墓地埋葬等に関する法律」等が改正された場合及び本霊園が適当と認めた場合には、本規定を改訂することがあります。この場合も、前条同様に、本霊園のホームページに改訂した旨および改訂の内容を公開します。

平成 27 年 4 月 01 日 制定

平成 29 年 9 月 28 日 改訂

令和 01 年 9 月 27 日 改訂

-----  
公益財団法人太宰府メモリアルパーク 御中

私は、本制度の内容を確認し、また、重要事項については逐条の説明を受けて理解したうえで、本制度の申し込みを行い、貴法人の使用許可をもって契約が成立したことを認め、上記規定を遵守します。

年 月 日 使用区画 区 番 号

使用者住所

使用者氏名

印

発注日 令和 年 月 日

## 永代管理制度追加ネームプレート発注書

	埋葬者氏名	価格 (税込)	納期	備考
1		22,000円		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
計				

連絡事項

- ※ネームプレートについて
- ・ご注文から完成までに1ヶ月必要です
  - ・彫刻文字数は、最大6文字となります
  - ・形・色等の変更はできません



TEL:092-923-4500

FAX:092-928-2455

担当